

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び西いぶり広域連合契約に関する規則が例による室蘭市契約に関する規則（令和12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 6年 3月 6日

西いぶり広域連合長 青山 剛



記

### 1. 入札に付する業務内容

- (1) 件 名 西いぶり広域連合最終処分場管理棟及び浸出水処理棟警備業務
- (2) 仕様書等 仕様書指示のとおり

### 2. 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 2023～2026年度の室蘭市又は2023年度～2024年度の伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の競争入札参加資格者名簿の施設の警備に関する事項で登録がある者
- (2) 室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町に本店又は支店、営業所若しくは出張所を有して営業している者
- (3) 公共事業において、類似する施設の警備に関する単独元請け実績を有する者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町の入札参加資格に係る規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (6) 会社更生法（令和14年法律第154号）による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法（令和11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと（更生手続又は再生手続開始後、室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町から再認定を受けている者を除く）

### 3. 入札参加申請書等の提出期間、場所等

#### (1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（第1号様式 単体用）に、次の書類を添付して提出すること。

- ① 制限付一般競争入札参加申請受理票（第4号様式 単体用）
- ② 配置予定従事者調書
- ③ 類似業務履行実績調書

- (2) 提出期間 令和6年3月6日（水）から令和6年3月15日（金）まで  
（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

- (3) 提出場所 西いぶり広域連合総務課（室蘭市石川町22番地2、電話0143-59-0705）

- (4) 提出方法 持参すること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

#### (5) 入札参加資格の確認

申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。

#### (6) 提出書類様式の入手方法

(3)の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの西いぶり広域連合ホームページにおいて、ダウンロードできる。

<http://www.union.nishi-iburi.lg.jp/>

(7) その他

- ① 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は返却しない。

4. 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

5. 仕様書等

仕様書等の配布は、次の期間、場所で行う。

- (1) 配布期間 令和6年3月6日(水)から令和6年3月15日(金)まで  
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 配布場所 西いぶり広域連合総務課(室蘭市石川町22番地2、電話0143-59-0705)

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行日時 令和6年3月21日(木)午前10時00分
- (2) 入札執行場所 メルトタワー21 2階大会議室
- (3) 入札方法
  - ① 入札書は持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)
  - ② 申請書受理票(受付印押印済)又はその写しを入札開始前に提出すること。
  - ③ 入札回数は、2回とする。

7. 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について削除又は減額があった場合、契約を解除することがあります。

8. 入札心得等

- (1) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札書は、封筒に入れて提出すること。
- (3) 入札参加者は、企業名及び氏名を記した名札を着用すること。
- (4) 次に該当する入札は、無効とする。
  - ① 資格のない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
  - ② 記名押印のない入札書
  - ③ 金額を訂正した入札書
  - ④ 記載事項が不明確な入札書
  - ⑤ 入札者(代理人)が同一件名に2つ以上の入札をしたとき。
  - ⑥ 入札に関し不正、不穩当の行為があった者のした入札
  - ⑦ その他、入札に関する条件に違反した場合
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

# 西いぶり広域連合最終処分場管理棟及び浸出水処理棟 警備業務仕様書

## 1. 警備対象施設

名称	所在地	警備箇所等
最終処分場管理棟	室蘭市神代町 126 番 1 外	別紙図面のとおり
最終処分場浸出水処理棟	室蘭市神代町 23 番地	別紙図面のとおり

## 2. 業務期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、履行期間は 5 年間（60 ヶ月）とする。

## 3. 業務の目的

本施設における火災、防犯（盗難及び不良行為等）を予防し、かつ、保全と安全を確保することを目的とする。

## 4. 業務内容

(1) 受託者（以下「乙」という。）は、管制本部又は待機所等において、防犯異常情報を受信し、警備対象施設に異常事態が発生したことを感知した場合は、警備員を直ちに当該施設へ派遣し、異常事態の内容を確認させること。

その結果、必要と認めたときは直ちに警察機関に連絡し、その出動を要請するとともに、警備員に異常事態の拡大防止に必要な措置をとらせること。また、必要とみとめたときは、直ちに予め西いぶり広域連合（以下「甲」という。）の指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により甲へ報告すること。

(2) 乙は、火災異常警報を受信したときは、警備員を直ちに当該施設へ派遣し、火災発生の内容を掌握させること。

その結果、火災発生を認めたときは直ちに消防機関に通報し、その出動を要請するとともに、警備員に火災の拡大防止に必要な措置をとらせること。また、直ちに予め甲の指定した緊急連絡先に通報し、詳細については書面により甲へ報告すること。

(3) 警備時間

ア 防犯及び機器の異常 警備装置のセット時から解除時までの間とする。

イ 火災異常 終日

## 5. 業務の条件

(1) 機械を使用しての警備方式とし、NTTの専用回線又は専用回線に準じ常時断線を監視できる機能を有する回線による方法（無人警備）

(2) 業務内容（1）、（2）に掲げる警備員の派遣にあたり、警備業法（昭和 47 年法律 117 号。以下「法」という。）第 43 条及び警備業法施行細則（昭和 58 年京都府公安委員会規則第 2 号）の定めるところにより、即応体制を整備すること。

- (3) 業務に要する機材、器具及び消耗品等の経費一切は乙の負担とし、乙の所有とする。  
乙は、警備装置を常に円滑に運用できるよう適宜点検を実施するものとし、故障又は異常を発見したときは、修理又は取替えを行うものとする。これに要する経費は乙の負担とする。
- (4) 建物の増改築等により、既設の警備機器の軽微な移動、付加、変更等を要する場合、乙はこれに要する費用を負担すること。
- (5) 警備業務遂行中において、乙の過失により生じた甲の損害については、乙が補償するものとする。
- (6) 乙は、契約が終了したときは、速やかに警備機器を撤去すること。また、撤去の際は原則として物件の原状復帰するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。
- (8) 乙は、設備の設置状況が分かる図面を甲に提出すること。
- (9) 乙は、使用機器について、年1回総点検を行い甲へ報告すること。
- (10) 乙は、業務の契約後、警備機器が未設置となる期間については、乙の責任において機械警備に代わる警備員の常駐警備による警備体制を執る等適切な措置をとること。
- (11) 警備実施に必要な鍵は、甲から乙に預託するので、乙は慎重に取り扱い、善良な管理の下に保管すること。

## 6. 警備員の資質

- (1) 法第14条に規定する警備員の制限及び法第15条に規定する警備業務実施の基本原則を遵守し、責任感旺盛かつ誠実であり、健康な者であること。
- (2) この仕様書に定めた業務が完遂できる者であって、かつ火災・盗難その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合に、速やかに対応できる者であること。

## 7. 発注者の責務

甲は、緊急連絡先を予め指定し、乙に連絡するものとする。緊急連絡先に変更があるときも同じとする。

## 8. 業務の引継

業務の解除又は契約期間満了により業務受託者が変更となるときは、乙は次期業務受託者が円滑かつ支障なく業務遂行できるよう、良心的に引き継ぎを行わなければならない。

## 9. 入札（見積り）

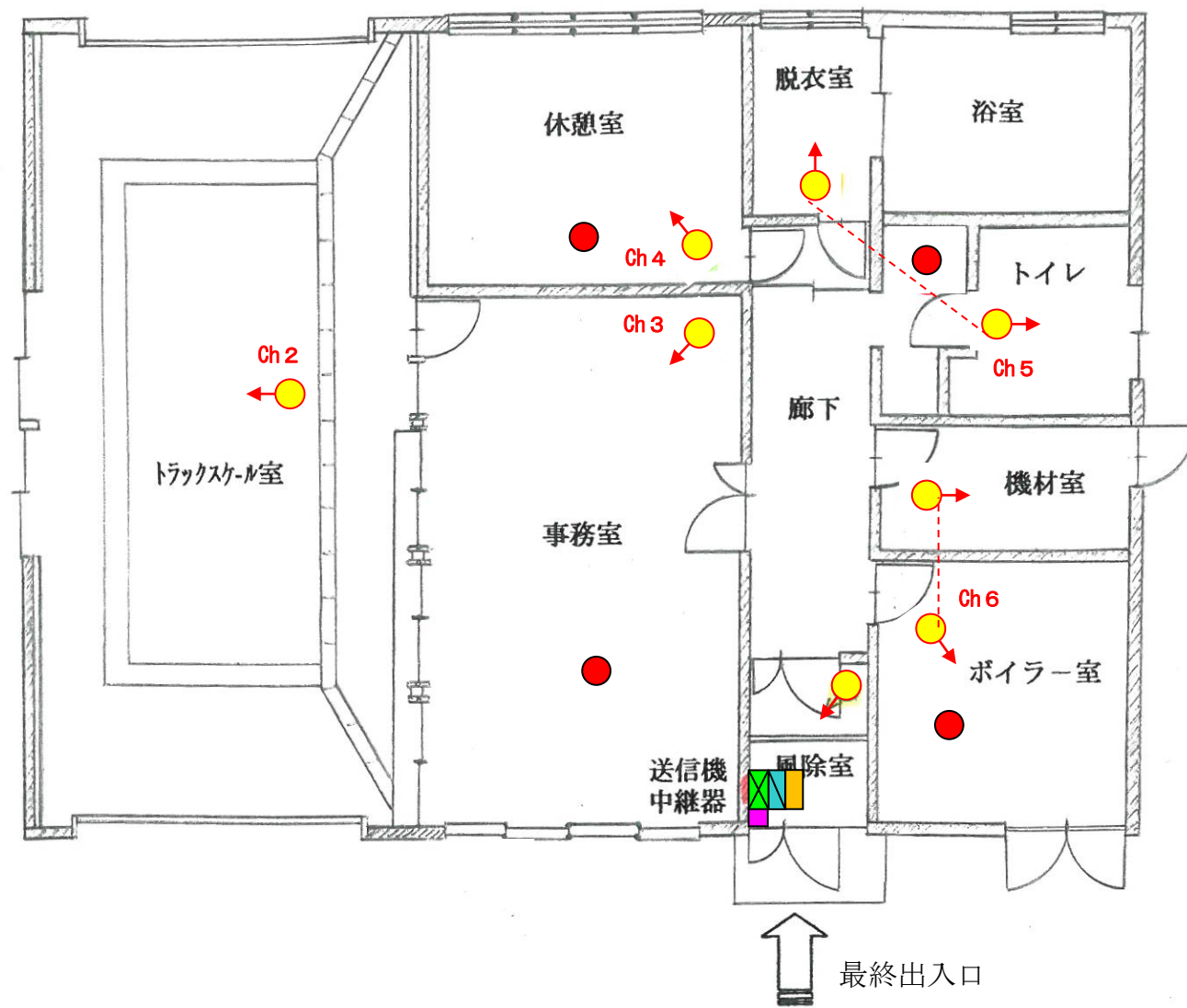
入札（見積り）にあたっては、以下の経費を含めたものとする。

- (1) 機器等の設置経費、撤去経費、故障時の修繕費用  
(ただし、5年間で償却するものとして積算すること。)
- (2) 回線使用料
- (3) 保守管理費、保険料、人件費、一般管理費（諸経費）等
- (4) 警備機器が未設置となる期間における常駐警備費

## 10. その他

この仕様書に記載のない事項については、甲乙協議して定めることとする。

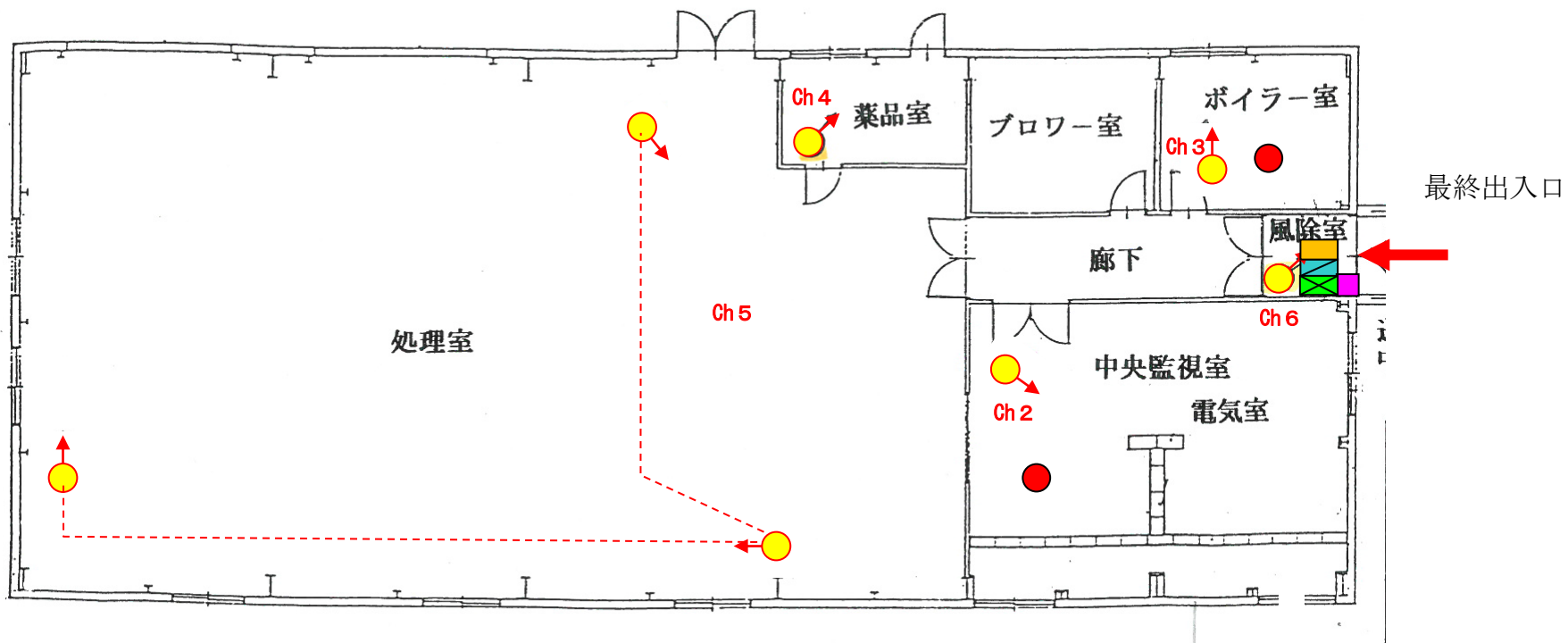
西いぶり広域連合最終処分場 管理棟 機械警備配置図 ※2023.05.16 更新









CH 1	火災	
CH 2	トラックスケール	
CH 3	事務室	
CH 4	休憩室	
CH 5	脱衣室・トイレ	
CH 6	機械室・ボイラ室	
CH 7	玄関	

	主装置	1
	電源装置	1
	モバイルルーター	1
	リモコン	1
	赤外線パッシブセンサー	8
	差動式熱感知器	4

西いぶり広域連合最終処分場 浸出水処理棟 機械警備配置図



	主装置	1
	電源装置	1
	リモコン	1
	赤外線パッシブセンサー	7
	差動式熱感知器	2
	モバイルルーター	1

CH1	火災	
CH2	中央監視室	
CH3	ボイラー室	
CH4	薬品室	
CH5	処理室	
CH6	玄関	